

「雲仙・普賢岳溶岩ドーム崩壊ソフト対策検討委員会（第7回）」

議事要旨

開催日：平成29年9月25日（月）

13：00～15：00

場 所：雲仙岳災害記念館 セミナー室

1. 暫定監視基準超過後の対応と臨時委員会に関して、下記の意見が出された。
 - 溶岩ドームが大規模に崩壊する危険が高いと予想される場合の情報発信においては、普段の情報発信とは違うということが分かり易いよう、表現を工夫する必要がある。また時間を迫って危険が次第に高まっている場合には、その旨が分かるように表現する必要がある。
 - 本委員会の検討結果を、地域防災計画の中に位置づけることが望ましい。
 - いざという時に臨時委員会を機能させるためには、年1回程度は委員会を開催し情報共有を計る必要がある。

2. その他の事項として、下記の意見が出された。
 - 溶岩ドーム大規模崩壊のハード対策を有効に機能させるためには、流出土砂量を計測し、砂防堰堤の空き容量を常に監視しておく必要がある。
 - ジオパークを訪れる観光客に対し、情報の提供方法を検討し、安全を確保する必要がある。
 - 観測機器や情報配信システムについて、国・県等の関係機関が連携して維持管理に努めるべきである。
 - 現在設置されている「溶岩ドーム崩壊ソフト対策会議」のような、県と市が連携して取り組む仕組みを、残していく必要がある。
 - 溶岩ドーム崩壊の危険性について、日頃の啓発活動が重要である。

3. 次回委員会について、委員長より以下のように総括された。
 - 基準超過後の対応等については、今回頂いた意見をふまえて事務局で検討し、次回委員会で確認する。
 - 暫定監視基準の運用結果を観測データによって検証した上で、次回委員会で「暫定」ではない「監視基準」を決定する。

以上